

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 第 206 回評議員会 議事録

下記のとおり、社会福祉法第 45 条の 9 第 10 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条及び定款第 16 条第 4 項の規定に基づき、評議員会の決議があったものとみなされたので、評議員全員の同意があったことを証するため、本議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

記

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案 定款の一部改正(案)に関する件

2 決議事項を提案した者の氏名

会長 小畑 英明

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和 5 年 12 月 26 日

4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

常務理事 ㊟